

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当



ご存知ですか？

現況届・所得状況届は、8月以降も引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は、届け出をしないと8月分以降の支給が停止されます。忘れずに提出してください。

※児童扶養手当受給者には7月下旬、特別児童扶養手当受給者には8月上旬に通知を郵送しました。ご確認ください。

▼提出するもの

□現況届および8月1日以降発行の住民票謄本(児童扶養手当受給者)

□所得状況届(特別児童扶養手当受給者)

□手当証書

□印鑑

□29年度(特別)児童扶養手当用所得証明書(今年の1月1日に町に住所がなかった人)

▼提出期間

児童扶養手当 8月16日(水)まで

特別児童扶養手当

8月10日(土)～8月18日(金)

※土・日・祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分

児童扶養手当とは、母子・父子家庭や父母のいない児童の生活の安定を図り、自立を促進するために支給される手当です。①～⑨のいずれかに当てはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児は20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父母(父については、生計も同一であること)または養育者に支給されます。

①父母が離婚した

②父または母が死亡した

③父または母が重度の障がいの状態にある

④父または母の生死が明らかでない

⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている

⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた

⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている

⑧婚姻によらないで懐胎した

⑨父・母ともに不明である(孤児など)

▼支給額

(児童1人の場合の月額)

全部支給 42,290円

一部支給 前年の所得に応じて42,280～9,980円

特別児童扶養手当とは、心身に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給する手当です。

▼支給額(月額)

1級 51,450円

2級 34,270円

▲支給されないケース

●児童が児童福祉施設などに入所している(共通)

●異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある(児扶)

●児童が障がいを事由とする公的年金を受けている(特扶)

※その他にも支給されない場合があります。

※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

※いずれの手当も受給するためには申請が必要です。詳しくはお問合せください。

▼提出・問合せ先

健康福祉課 こども福祉室
☎26・2248(直通)

地域福祉交流拠点施設の愛称を募集します

大久保地内で改修工事を進めている「地域福祉交流拠点施設」の愛称を募集しています。

本施設では認知症カフェをはじめとして、地域の交流のために町民の誰もが気軽に利用できる事業を実施します。

▼応募締切 8月31日(必着)

▼応募資格 町内在住の人

▼愛称の要件 町民の誰もが親しみやすい名称であること

▼応募方法 任意の用紙に愛称・住所・氏名・年齢・連絡先を明記の上、郵送または高齢福祉室へ持参してください。

▼郵送・問合せ先 〒370-1369 2

吉岡町大字下野田560番地 健康福祉課 高齢福祉室

☎26・2247(直通)



▲完成イメージ図

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…2期

納期限8月31日(木)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

県知事から任命された調査員が、8月下旬に準備のため調査区内を巡回します。対象世帯には、9月以降に調査票の記入のお願いに伺います。回答方法は、調査票に記入する方法とインターネットで回答する方法があります。インターネットでの回答は、パソコンやスマートフォンからできますので、ご協力をお願いします。



ご協力をお願いします 平成29年就業構造基本調査

就業構造基本調査は、総務省統計局(県および町)が、国民の普段の就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、全国および地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的に実施されます。

▼調査期日 10月1日現在

▼調査対象

対象世帯は平成27年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する調査区の中で、統計的手法により無作為に選定されます。

▼調査方法

県知事から任命された調査員が、8月下旬に準備のため調査区内を巡回します。対象世帯には、9月以降に調査票の記入のお願いに伺います。

回答方法は、調査票に記入

する方法とインターネットで

回答する方法があります。イ

ンターネットでの回答は、パ

ソコンやスマ

ートフォンか

らできますの

で、ご協力を

お願いします。

よろしく
お願いします



▼調査結果の利用

国や都道府県が実施する雇用政策および経済政策などの企画・立案する上で、重要な指標として利用されます。

また、集められた情報は厳重に保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。安心してありのままをお答えください。

▼問合せ先

就業構造基本調査コールセンター(午前8時~午後9時)

☎0570・07・1937

※IP電話の場合

☎03・6748・1970

総務政策課 政策室

☎26・2241(直通)

口座振替がお得!!

国民年金保険料の前納制度(下期)

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金で納付を希望する人

「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書(平成29年10月~平成30年3月の6カ月分をまとめて納付するときに使用)で納めてください。

▼納期限 10月31日(木)

口座振替で前納を希望する人

口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。8月末日までに年金事務所へ申し出てください。

▼持参するもの

預貯金通帳

預貯金通帳届出印

基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)

なお、保険料を前納した期間中に就職して、厚生年金に加入するなどの理由により保険料を納める必要がなくなつた場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

6カ月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

納付方法	6カ月分の金額	割引金額
毎月現金で納める場合	98,940円	—
現金で前納する場合	98,140円	800円
口座振替で前納する場合	97,820円	1,120円

▼問合せ先

茨川年金事務所 国民年金課
☎22・1607

平成30年度

保育所および認定こども園への入所希望者へ 新入所児の申し込み受け付けについて

入所申し込み受け付け

保育所および認定こども園への入所申し込みは役場で受け付けます。各保育所では受け付けできませんのでご注意ください。

※平成30年度中の入所(例えば10月からなど)を希望する人は必ず期日中に申し込みをしてください。出生前でも申し込みができます。転入予定の人はご相談ください。

▼案内・申込書配布場所

こども福祉室窓口、町内の各保育所および認定こども園

▼期日と対象地区

●10月3日(火)

小倉・上野田・上野原・下野田・北下・南下・陣場

●10月4日(水)

寺下・寺上・溝祭・駒寄・漆原西・漆原東

●10月5日(木)

3・4日に都合がつかない人

▼受付時間

午前9時～11時30分
午後1時30分～4時30分

▼場所

役場2階大会議室

▼申し込みに必要なもの

□支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書

□父母の勤務・パート証明(農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の人の証明が必要になることがあります)

※その他、母親が就労中であることを確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)があれば提出してください。

▼入所承諾について

承諾通知または不承諾通知を1月中に郵送予定

▼その他

先着順ではありません。定員などの都合により入所できない場合もあります。

※10月3・4・5日に申し込みができない人は、10月6日(金)

531日(火)の開庁時間にこども福祉室窓口で受け付けます。



入所の基準

保護者および同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ① 家庭外で仕事をしている
 - ② 家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
 - ③ 妊娠中または、出産後間もない(出産前後2カ月まで)
 - ④ 病気やけがをしているか、心身に障がいがある
 - ⑤ 同居の親族に病人などがい
- て、常に介護にあたっている



在所児童について

平成30年度も引き続き保育の継続を希望する場合は、継続申込書(10月ごろ各保育所を通じて配布予定)を各保育所に提出してください。

▼問合せ先

健康福祉課 こども福祉室
☎26・2248(直通)

介護認定調査員として働きませんか?

町では、介護認定調査員を随時募集しています。

▼資格要件

介護支援専門員、保健師、正看護師のいずれかの資格を持つ人で、かつ普通運転免許証がありパソコン(エクセル)操作が可能な人。

※認定調査の経験がある人を優先的に雇用します。

▼主な勤務内容

介護認定調査および記録
※既定の研修を受けた後、認定調査を行っていただきます。

▼勤務時間

●0土・日・祝日を除く週3日～5日

●午前8時30分～午後5時15分まで(応相談)

▼賃金 時給1,160円

▼提出物

- 吉岡町臨時職員登録申請書
- 資格免許の原本(確認後コピーをし、返却します)
- 運転免許証(確認後コピーをし、返却します)

▼受け付け・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

情報メールで安心安全をサポート

よしおかほっとメール

町からの情報(災害情報など)を、お手持ちのスマホや携帯電話、パソコンにメール配信します。

メールアドレスを登録すれば、どなたでも受信できます。登録は無料です。ぜひご利用ください。

▼よしおかほっとメールで配信される情報

●災害・緊急情報
災害・国民保護情報や避難情報など

●気象情報

●気象庁が発令する特別警報・気象情報の発令、解除など

●震度3以上の地震情報

●防犯・見守り情報

●群馬県警と渋川警察署が配信する「上州くん安全・安心メール」のうち、事件発生などの防犯情報、行方不明者情報を自動転送

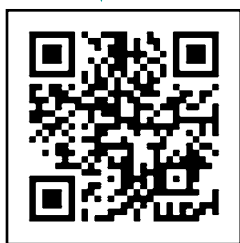
●火災情報

●火災発生、鎮火

●よしおかほっとニュース

●町からのお知らせ

登録はこちらから **パソコンの人は URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>**



操作や登録で分からないことは
コールセンター
☎0570-055-783へ
平日 午前9時～午後5時

※登録やメールの受信におけるパケット通信料は登録者の負担になります。

▼問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎26・22243(直通)



ご協力をお願いします

地籍調査事業を進めています

平成24年度から、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。地籍調査事業は、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るための事業です。

平成29年度は、11月ごろに南下Ⅲ地区(主に旧県道高崎渋川線東、字長山、三疋、川子および高縄)の現地調査を実施します。また、昨年現地調査した南下Ⅱ地区(主に南下午王頭川北、旧県道高崎渋川線西)は、成果の閲覧を下半期に実施します。



地籍調査とは？

地籍とは、土地の情報で、いわば土地の戸籍です。地籍調査の目的は、土地の情報を明確にすることです。

一筆ごとに境界などを確認していたきながら測量します。その結果、正確な土地の面積などが分かります。

地籍調査を行うと、正確な図面(地籍図)が作成できます。調査の成果は法務局に送

付され、登記簿が正確なものになります。

こんな経験ありませんか？



地籍調査のメリットは？

- ①境界の位置が不明になっても正確に復元することができる
- ②土地の形状や面積が明確になる
- ③迅速な災害復旧ができる
- ④固定資産の課税が適正化される
- ⑤円滑な土地取引ができる



調査費用は？

地籍調査に係る費用は、国・県・町が負担します。調査には土地所有者の境界立会いおよび確認行為(閲覧)が必要です。

町全体の事業が完了するまでには、40数年かかります。事業の推進にご協力ください。

▼問合せ先

産業建設課 用地管理室
☎26・22279(直通)

金婚祝い表彰・エンゼル表彰も行います 敬老福祉大会

町と社会福祉協議会は、今年も敬老福祉大会を開催します。76歳以上の対象者に案内状を送付します。また、大会の席上で90歳到達者・金婚祝い・介護者表彰・エンゼル表彰を予定しています。

▼期日

9月18日(月)敬老の日

▼場所 文化センター

▼対象者

エンゼル表彰

平成28年8月8日～平成29年8月7日の間に4人目の子どもが生まれた親

※以前に表彰歴のある人は除きます。

金婚祝い表彰

①町内在住の結婚50年以上の夫婦

②昭和43年3月31日以前に結婚した人

※以前に表彰歴(老人クラブ通常総会・敬老福祉大会)のある人は除きます。

金婚祝いに該当する人は、**8月21日(月)まで**にご連絡ください。

▼連絡・問合せ先

社会福祉協議会

☎ 54・3930

FAX 54・3673

農地の 保全管理の お願い

管理が行き届いていない農地について、さまざまな被害が出ています。

雑草を放置しておくと、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。

周囲の耕作地や住民に迷惑がからないよう、除草などをして荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

問合せ先
農業委員会事務局
☎26-2280(直通)

敬老と 長寿をお祝い

▼敬老訪問対象者

平成29年度中に満80・85・88・90・95・100歳に到達する人および101歳以上の人(9月1日現在で、1年以上町に住所のある人)を訪問します。



お気軽にご参加ください

農地中間管理事業説明会

県農業公社では、県から農地中間管理機構の指定を受けています。県農業公社が農地の出し手と担い手の仲介を行うため、安心して農地の貸し借りが行えます。農地中間管理事業を活用した場合、さまざまなメリットがあります。また、遊休農地に対しては今後課税強化が実施される場合もあります。

対象者には詳細を通知でお知らせします。

▼日程と訪問者

【満80・85歳】

9月中に民生児童委員が訪問。

【満88・90・95・100歳・101歳以上】

9月18日(月)午前中に民生児童委員および町関係者が訪問。

▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室

☎ 26・2247(直通)

町では、この制度をよりよく知っていただくために県農業公社から講師を招き、説明会を開催します。農地の管理

に困っている人、現在の農業

経営を拡大したい人など、お

気軽にご参加ください。

▼期日 8月25日(金)

▼時間 午後7時～

▼場所

文化センター2階研修室

▼問合せ先

農業委員会事務局

☎ 26・2280(直通)

紙おむつ・尿パッド購入助成事業

申請期間は9月1日(金)～10月2日(月)

町は、紙おむつや尿取りパッドの購入費助成事業を行っています。対象となる人は申請してください。審査後、申請書で指定された口座に振り込みます。

▼対象者

- 町に住所を有する在宅の人で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人(施設などに入所している人は除く)
 - 65歳以上で要介護3から5
 - 3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aを持つ人

特別弔慰金の支給

戦没者などの遺族へ支給されます。平成30年4月2日(月)までに請求してください。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

▼申請期間

9月1日(金)～10月2日(月)

▼申請方法

高齢福祉室窓口 備え付けの申請書(または町ホームページからダウンロード)に記入し、対象の領収書と介護保険証または身体障害者手帳・療育手帳の写しを添付して提出。

※領収証の日付は平成29年の4月1日～9月30日のもの。

▼上限額 1万円

▼提出・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2244(直通)

②戦没者などの子

③戦没者の死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により平成27年4月1日現在で氏が変わっている人は除く)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限る)

▼請求手続き・問合せ先

町民生活課 町民サービス室
☎26・2244(直通)

「男女共同参画社会」って何だろう？

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

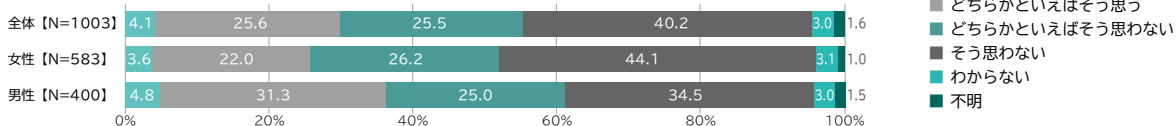
- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参加することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現

「皆さんは、どう考えますか？」

男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方について



「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(群馬県 H26 調査) から

問合せ先 町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244(直通)

8月31日(木)まで

前橋ナンバープレートのデザイン案を公募

前橋ナンバーは、前橋市と吉岡町を対象地域として平成26年11月に導入され、現在約9万台が走行しています。両市町では、地域振興や観光振興などを目的に、来年秋に導入する地方版図柄入りナンバープレートの交付に向けて、そのデザイン案を募集しています。

プロ・アマ問わず応募できますが、作成方法や留意事項など、詳しくはデザイン案募集要項をご覧ください。

結果は、有識者委員と一般公募委員からなるデザイン選考委員会により審査・選考を行い、12月に公表する予定です。

デザイン案募集要項・応募用紙・デザインテンプレート(イラストレーター形式)

町ホームページで「地方版図柄入りナンバー」を検索(前橋市ホームページへ外部リンク)

問合せ先

図柄入り前橋ナンバー導入推進協議会事務局(前橋市 政策推進課) ☎027-898-6003(直通)
吉岡町 総務政策課 政策室 ☎26-2241(直通)



スポーツの話題



大会のお知らせ

野球連盟ナイター大会

期9月2日～30日の土曜日

場町民グラウンド・八幡山グラウンド

時午後7時30分～9時30分

第48回町民武道大会(剣道)

期9月3日(日)

場社会体育館剣道場

対町内在住・在勤の剣道愛好家

種初心者の部・小学生の部・中学生男子の部・中学生女子の部・一般の部

申生涯学習室 体協事務局

☎54・1054(直通)

締8月24日(木)

問体協剣道部長 小竹照明

☎54・2351



第44回町民バドミントン大会

期9月24日(日)

時午前9時開会

場吉岡中体育館アリーナ

種ジュニアの部

対町内在住の小学生

種4年生以下シングルス・5年生シングルス・6年生シングルス

グルス

【一般の部】

対町内在住・在勤者および町登録団体に所属する人

種男子ダブルス・女子ダブルス

申生涯学習室 体協事務局

☎54・1054(直通)

締8月25日(金)

問体協バドミントン部長

須田哲也

☎090・5511・1903

第23回町民女子ジョイフル・スローピッチ・ソフトボール大会

期9月24日(日)

予備日10月1日(日)

時午前8時30分開会

場緑地運動公園グラウンド

代表者会議

期9月8日(金)

時午後7時30分

場文化センター視聴覚室

問体協ソフトボール部長

片貝佳之 ☎54・2784

第43回町民ゴルフ大会

期10月15日(日)

場前橋ゴルフ場

対高校生以下を除く町内在住・在勤者およびゴルフ部員

種【個人戦】男子の部・男子シニアの部(65歳以上)・女子の部

【団体戦】自治会対抗(グロス上位3人の合計)

グルス

※表彰式は行いません。後日受賞者に賞品をお届けします。
(費)1,000円(賞品代)+プレー費(食事付き)
※プレー費

一 般 9,000円

シニア 8,700円

70歳以上 8,400円

申前橋ゴルフ場担当久松

☎027・231・7575

▼申込期間

8月20日(日)～9月30日(土)

※後日組合せ表を郵送します。

問体協ゴルフ部長高橋昇

☎55・6696

教室のお知らせ

バドミントン教室

期9月1日(金)・5日(火)8日(金)・12日(火)・15日(金)

時午後7時30分～9時

場吉岡中体育館アリーナ

持運動の出来る服装、運動靴、タオル

申生涯学習室 体協事務局

☎54・1054(直通)

締8月25日(金)

問体協バドミントン部長

須田哲也

☎090・5511・1903